

(2) 児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするための措置

- 児童対象性暴力等は、児童等から被害を訴えることが難しいものであるが、複数の相談ルートを設定し、児童等が児童対象性暴力等の被害や、それにつながり得る「不適切な行為」を訴えやすい仕組みを整えることが重要である（詳細は横断指針 p. 35～38 参照）。
- このため、対象事業者においては、児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするため、法第5条第2項等に基づき、次の①及び②に掲げる措置を実施しなければならない（規則第9条）。
 - ① 事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知
 - ② 児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知
- なお、児童対象性暴力等や「不適切な行為」の疑いがある場合、児童等やその保護者は、①及び②に掲げる措置により設置・周知される事業者内外の相談窓口のほか、警察への通報・相談、所管行政庁等の行政機関への通告などを行うことが考えられる。

ア 相談を容易にする工夫

- 対象事業者においては、児童等の年齢や特性を踏まえ、児童等が相談しやすくなるよう、次の(ア)から(エ)までに掲げるような工夫を行うことが重要である。
 - (ア) 複数の相談先から選択できるようにすること。
 - 【例】
 - ・ 性別に配慮して複数の相談員を置く
 - ・ 対象事業者内の異なる部門（管理部門など）に窓口を設けたり、必要に応じて外部に委託して相談窓口を設けたりするなど、相談窓口の第三者性を確保する
 - ・ 面識がない相談相手の方がかえって話しやすい児童等のために、外部の相談窓口を複数周知する
 - ・ 相談を受ける体制（複数名、カウンセラー等の同席、一対一等）について、可能な限り児童等の意向を踏まえて判断する 等
 - (イ) 「手紙やメール・SNS等で相談できる」、「匿名で相談できる」、「性暴力以外のことも相談できる」、「相談は悪いことではなく、積極的に行ってよい」等を周知などの際に明示すること。
 - (ウ) 相談後の対応の流れを児童等に示すこと。その際、児童等ができるだけ相談を躊躇することのないよう、情報の共有範囲や「相談者や相談内容等の情報は厳格に取り扱われること」「加害を行った者への確認等は組織としての慎重な検討を経て適切になされること」「相談を行った児童等が不利益な取扱いを受けないこと」等を伝えること（(1) ③参照）。
 - (エ) 相談を受ける者は、「話をしっかりと受け止め、話を聞くことを主眼とする」「共感して寄り添う」「責めたり、否定したり、言いたくないことを無理に聞いたりしない」等に留意すること（詳細は横断指針 p. 48～53 参照）。

- 保護者に対しても、相談する際の心理的ハードルを下げるため、同様の工夫を行うことが望ましい。

イ 外部相談窓口の一覧の作成・周知

- 対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがある場合には、当該対象事業者が設置した相談窓口に対して相談することを児童等やその保護者が躊躇する場合も考えられ、児童等やその保護者が、公的な外部の相談窓口へ直接相談できることが重要である。
- 次に掲げる表のとおり、公的機関等が様々な相談窓口を設置しており、各対象事業者において、この表も必要に応じて参考にしながら、外部相談窓口の一覧を作成し、児童等や保護者に周知することが必要である。

図表 27 公的機関等が設置する主な相談窓口

状況等	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
どこに相談していいかわからないが、困っていることがあるとき	24 時間子供 SOS ダイヤル	文部科学省	<p>こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどもの SOS の相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。</p> <p>【相談時間】 24 時間 365 日</p> <p>【相談手段】 電話</p> <p>【連絡先】 0120-0-78310 (通話料無料)</p> <p>【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm</p>
	こどもの人権 110 番、LINE じんけん相談等	法務省	<p>こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】 平日 8:30~17:15</p> <p>【相談手段】 電話、メール、LINE</p> <p>【連絡先】 0120-007-110 (通話料無料)、法務省ホームページ、LINE</p> <p>【URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.htm</p>
	こどもの人権 SOS ミニレター	法務省	<p>こども (主に小学生、中学生) を対象に、毎年 5 月~7 月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法 (手紙・電話) で返信を行う。</p> <p>【相談手段】 郵送 (切手不要)</p> <p>【URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html</p>
	親子のための相談 LINE	こども家庭庁	<p>子育てや親子関係について悩んだときに、こども (18 歳未満) とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】 各地方公共団体の相談受付時間による</p> <p>【相談手段】 LINE</p>

状況等	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
			<p>【 URL 】 https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/</p>
	こども家庭センター	こども家庭庁	<p>こどもや保護者・妊婦等からの子育てや妊娠・出産等に関する相談に応じ、困り事に寄り添い、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどの支援を行っている。</p> <p>【相談手段】お住まいの市区町村のホームページ等参照</p>
	児童相談所	こども家庭庁	<p>こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。電話は住んでいる地域の児童相談所につながる。</p> <p>【連絡手段】電話</p> <p>【連絡先】児童相談所相談専用ダイヤル：0120-189-783（いちはやく・おなやみを）（通話料無料）</p>
性暴力か分からないが、相談したい	Curetime	内閣府	<p>性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていること等、何でも相談できる。</p> <p>【相談時間】毎日 17 時～21 時</p> <p>【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語）</p> <p>【連絡先】https://curetime.jp/</p>
性暴力の疑いがある／性暴力が起きた	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	内閣府	<p>被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。</p> <p>【相談手段】電話、（一部のみ）メール、SNS</p> <p>【連絡先】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料）</p> <p>【URL】https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html</p>
	犯罪被害者等早期援助団体	警察庁	<p>犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。</p> <p>【相談手段】電話（一部メール・問い合わせフォームあり）</p> <p>【連絡先】 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html</p>
	性犯罪被害相談電話	警察庁	<p>各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。</p> <p>【連絡手段】電話</p> <p>【連絡先】#8103（ハートさん）（通話料無料）</p> <p>※緊急時は 110 番通報</p>

※ 地方公共団体において、児童等を対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり得る。

※ 保育所等の場合、所管行政庁が設置する虐待に関する相談窓口も周知対象となる。

- ※ 障害児の場合には、地方公共団体の障害者福祉課等／自立支援協議会も相談窓口となり得る。
- ※ 外部相談窓口によっては、児童等からの相談により得た情報を対象事業者に提供することを想定していない場合がある。